

長野工業高等専門学校教育改善委員会規則

最終改正 令和4年7月4日

(趣旨)

第1条 この規則は、長野工業高等専門学校（以下「本校」という。）内部組織規則第16条第2項の規定に基づき、本校教育改善委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営等に関し必要な事項を定める。

(業務)

第2条 委員会は、次に掲げる業務を行う。

- 一 本校の教育システムの点検評価に関すること。
- 二 教員の教授内容・方法を改善し、教育水準を向上させるための組織的な取り組み（FD）の推進に関すること。
- 三 校長が必要と認めた事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- 一 校長が必要と認める者
 - 二 学生課長
- 2 前項第一号に規定する委員は、校長が指名する。
- 3 委員会に副委員長を置くことができる。
- 4 副委員長は、第1項第一号に規定する職員の中から、委員長が指名する。

(任期)

第4条 前条第1項の委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び委員会の招集等)

第5条 委員長は、委員のうちから校長が指名した者をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 議長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長は、必要あると認めたときは、第3条に規定する委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、学生課において処理する。

(雑則)

第8条 委員会の審議事項のうち、重要な事項については、本校執行会議の議を経なければならない。

2 この規則の定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

2 長野工業高等専門学校教育改善委員会規程（平成16年1月7日制定）は廃止する。

附 則

この規則は、平成18年4月3日から施行し平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。（内部組織規則の改定関係（第1条））

附 則

この規則は、令和3年2月1日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和4年7月4日 一部改正）

この規則は、令和4年7月4日から施行し、令和4年4月1日から適用する。